

保育所入所選考基準についての意見及び要望

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度になり、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが、優先的に入ることができるよう見直しを行う必要があると考え、できるだけ多くの利用者の声を集めるため、以下の3点について調べました。

1 保育課窓口寄せられた意見

- ・ 単身世帯(ひとり親)の家庭に対する加点が高すぎる。(休職中でも入所できてしまう)
- ・ 育児休業に対する加点は、会社員等の外勤者のみ適用の機会があり、自営業、フリーランスに不公平である。
- ・ 在園児のきょうだい(弟又は妹)の入園について、入園児に同一保育所等への入所となる為の配慮が少ない。
- ・ 送迎をできる同居家族がいるかないかを考慮してほしい。
- ・ 利用希望順位を選考に考慮すべきである。
- ・ 認可外保育施設を利用している世帯について、既に保育施設を利用しているのに、優先するのは適当ではない。
- ・ 第4優先項目で、看護・介護との比較で、就労が優先されるのは、適当ではない。
- ・ 第6優先項目①の保護者の状況が6か月以上で優先されるのはどうしてか。
- ・ 第6優先項目②は就学したての児童も含めてほしい。
- ・ 勤務時間に加えて、通勤時間も考慮すべきである。
- ・ 自宅から交通機関を利用して、一定以上の距離がある認可外施設を利用せざる得ない世帯を考慮してほしい。
- ・ 多胎児の入所申込みを優先してほしい。

2 認可保育園 保護者からの意見

- ・ 短時間保育の保育料と、標準時間保育の保育料は大して変わらない。
- ・ 自分は標準時間のつもりでしたが、短時間になってしまった。
- ・ 短時間認定は何時に設定しているのかを知らせてもらうのが遅い。
- ・ 短時間認定は登園時、降園時ともタイムカードを打刻することの知らせが徹底していない。
- ・ 申込みの段階では設定時間が決まって無く、10時から18時の8時間の短時間をお願いした。設定時間が決まった時点で保育課で判断して欲しかった。

3 保育所入所選考基準に関するアンケート結果

利用施設	配布数	回収数	回収率
・認証保育所	313	57	18.21%
・家庭的保育事業所	40	9	22.50%
・小規模保育事業所	93	11	11.82%
(施設記入無)		3	
合計	446	80	17.93%

回答状況

メール	11
ファックス	51
郵送	3
持ち込み	15

(1) 基本指数

1番 居宅外就労について

- ・通勤時間(距離)も考慮してほしい。(6名)
- ・7時間と7時間45分が同じはおかしい。(2名)
- ・7時間45分は実質8時間と同じではないか。(1名)
- ・1日8時間以上とあるが、就労規定で8時間それ以上は残業等で長時間だと思う。そこで5点差は大きい(1名)
- ・週5日、又は20日以上就労と、週4日、又は月16日以上就労で、10点も差があるのはおかしい。(1名)

1番、2番 居宅外就労・居宅内就労について

- ・就労時間1時間の差で5点違うのは多すぎる。(2名)
- ・居宅外と、居宅内で、差をつけてほしい。(5名)
- ・基本指数の決め方に疑問。(2名)
- ・就労時間は昼休みを含むのか否か明記してほしい。わかりにくい。(1名)
- ・勤務証明に記された内容と、実態に差がなくなるようなルールを設けてもらいたい。(2名)
- ・給料が少ないパート勤務なのに、保育料が高い認証に入る得点計算になるのはおかしい。(3名)
- ・非常勤等の場合、勤務形態が様々で、書類形式も含め、もっと柔軟に対応してほしい。(2名)

4番 疾病等について

- ・疾病等の指数が高くないのが不思議です。共働きよりも、行政の助けが必要な方はどうするのか。(2名)
- ・疾病等の基準がわかりにくい。(2名)
- ・どれも50点でなく、差をつけた方がいい。(1名)
- ・障害4級以上という線引きは、不寛容かと思う。5級以下でも大変な思いで不自由な生活をしているので。(2名)

6番、7番 災害・不存在等について

- ・他の事とは比べられない位大変な事なので、指数は高くてもいい。(1名)

8番 その他、就学・求職について

- ・就学で指数が低いのはおかしい。学校に通う人が増えている。(2名)
- ・求職中の指数を上げてほしい。(1名)

※ 項目外として

- ・東京都内に親族がいない指数も加えてほしい。(1名)
- ・祖父母が遠方の為、手を借りることができず、保育園入所が必要。祖父母宅の距離も指数に入れてほしい。(9名)

(2) 調整指数

番号1 父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合）

- ・「介護状態でない祖父母が同居又は、近居(市内又は隣接自治体)の場合」は、調整指数をマイナスにしてほしい。(1名)
- ・ひとり親じゃなくても、頼れる人がいない人を優先してほしい。(1名)

番号2 ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合

- ・事実婚や、偽造離婚のケースを優遇するべきではない。両親が健在であることが不利益になるのはおかしい。(1名)

番号3 ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合

- ・ひとり親だとしても、祖父母が健在で保育にあたるならば、両親健在の場合と差をつけるべきではない。(1名)
- ・ひとり親でも、同居人がいる場合は一律+40点とかではなく、同居人の就労形態によって点数をつけるべきである。(1名)
- ・ひとり親であることへの優遇が高すぎる。(1名)

番号4 生活保護受給世帯

- ・生活保護世帯の指数も現在の+5点より高くしていいと思う。(1名)

番号5 産休明け・又は産休明け予定者

- ・産休、育休明けの+5点は自営業者から見ると高すぎる不公平。(1名)
- ・産休、育休明けで、既に働いている場合は保育の必要性は高いので、ポイントを現在の+5点より高くしてもいい。(1名)
- ・産休明けと生活保護支給者の点数が一緒なのはおかしい。働いて税金を納めているので点数を上げてほしい。(1名)

番号6 保育所に入所している児童が、弟・妹の出生の育児休業を1歳半以上取得することで退園した後、育休明けに再申請した場合

- ・わかりにくい。15点も加点は多過ぎ。(1名)

番号8 就労内定・就学・開業予定

- ・就労内定-5点を削除(2名)

番号9 保護者が身体障害者手帳4級以上等の場合

- ・身体障害者は、他よりも最優先ではないか。そもそも、優先項目ではなく、基本指数へ格上げをする方がよい。(1名)

番号10 申込児を認証保育所等月極めで有償で預けていることを常態としていること

- ・点数が低い。もっと加点を。(2名)
- ・2次募集の際、別園に内定した兄弟児は、未内定児と同等に選考してはどうか。(1名)

番号11 直近3か月の平均勤務状況が80%以下の場合

- ・平均勤務状況…-2点を削除。(1名)
- ・理由があるので、マイナスしないでほしい。(1名)

番号13 配偶者控除の対象者になっている就労者

- ・理由があるので、マイナスしないでほしい。(1名)

番号14、番号15 保育料の滞納がある場合

- ・保育料の滞納があるなら、マイナスではなく、申込み自体、取り消すべき。(1名)

※ 項目外として

- ・兄弟加点がないのはきびしい。同じ園に入れてほしい。(6名)
- ・23区からの転入者が多いと聞かすが、住居年数も指数にいれてほしい。(2名)
- ・断続勤務 拘束12時間で就労している。考慮してもらいたい。(1名)
- ・早生まれがあまりにも不利です。育休延長して待っている児童に+2点がほしい。(1名)
- ・認証に1年以上いるものはさらに指数を増やしてほしい。(2名)
- ・所沢市のように、育休の方は1度退園すべきだと思う。(1名)
- ・障害児の愛の手帳を持っていなくても療育手帳があれば、調整指数を加算してほしい(1名)

(3) 優先項目

第1優先 同居の親族その他の者がいない場合

- ・第1優先項目を調整指数に格上げしてほしい。同居、近居に祖父母がいない事は、大変なハンデであり、保育に欠ける要因である。(1名)

第2優先 第1優先でも順位が決定しない場合、地域型保育事業施設、認証・定期的等の卒園時である場合を優先する

- ・2歳までしかない認証園に通っている子どもが優先して入れるようにしてほしい。(15名)
- ・優先項目ではなく、調整指数にしてほしい(3名)
- ・卒園時の表記が解り辛い。(1名)
- ・卒園時だけではなくても優先してもらいたい。(1名)

第3優先 第2優先項目でも順位が決定しない場合、障害のある申込児を優先する。

- ・障害児枠を広げてほしい。ひいらぎに通っているなども基準にしていくとよい。(1名)
- ・障害のある申込児が最優先では。(1名)

第4優先 第3優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数のタイプにより指数を決め、世帯で合算し、タイプ指数の高い世帯順に優先

- ・タイプ1、タイプ2の居宅外と、居宅内で、差をつけるのはおかしい。保育の必要性に差はない。(1名)

第5優先 第4優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯を優先する。

- ・保護者が単身赴任をしている時は、経済的にはひとり親より安定しているが、精神的、肉体的には、ひとり親に近いものがある。よって、調整指数に入れるべきだ。(1名)

第8優先 第7優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する。

- ・住民税は昨年と同じとは限らない。他の項目にしてほしい。(1名)
- ・世帯年収は、保育料算定時に使用する物であり、入園の優先順位を決める要素に加えるべきではない。(1名)
- ・住民税額の比較は、早生まれは不利で、不公平。(2名)

※ 項目外として

- ・希望園と自宅からの距離は点数化して考慮にいれるべきである。(1名)
- ・保育園には駐車場も整備されておらず 路上駐車が常態化しているのも、

憂慮されるべき。(1名)

- ・保育士も+2点ほしいです。他人の子を見るために職場復帰するのに、自分の子どもを見てもらえないなんておかしいです。だから保育士は減っていくのです。(1名)
- ・勤務年数を優先項目に入れてもいい(1名)
- ・所得が多い=仕事が忙しい=時間がない=保育園が必要なのに入れない所得が少ない人が優先が不公平。(1名)
- ・優先項目の点数が低すぎる。(1名)
- ・兄弟児が認可に通っている場合、優先してほしい。(1名)
- ・明らかな障害がない限り、愛の手帳をためらう保護者もいる。ひいらぎも定員いっぱいではない現状(1名)

(4) その他 ※ 保育所入所基準に関する事以外もありますが、記載します。

施設増設要望について

- ・認可、認証保育園を沢山作ってください。(職員確保も含めて)(7名)
- ・保谷駅周辺の保育施設を増設要望(1名)
- ・保谷駅、東伏見駅、西武柳沢駅付近に、3~5歳児対象の分園のようなものの増設や、幼稚園の預かり保育を充実願う。(2名)

補助金について

- ・認証保育園に通っている人への補助金を増やして良いのではないか。(3名)

認証と認可の差について

- ・認可、認証の保育料の違いが大きすぎると思う。(1名)

入所について

- ・保育園ごとに入所の月齢を定めれば、入りやすくなる。(1名)
- ・産み月で辛い思いをしない工夫をしてほしい。(2名)
- ・心身障害者が最優先ではないことに驚いた。行政が真っ先に手を差しのべるべき。(1名)
- ・保護者(父母)の年齢に応じた件数を加える。高齢の場合、定年までを考えるとある程度の貯蓄が必要だから。(1名)
- ・低所得世帯が優先して入所できる制度がほしい。(1名)
- ・実態に合わせて基準を適宜見直すことは必要だが、兄弟加算のような重要な部分を変更するのはおかしい。何らかの緩和情置を検討すべき。(1名)

認証を支持する意見

- ・認証制度が今後なくなる方向にあるが、私は維持すべきだと思う。転園を繰り返すことになる小規模の認可園に預けたいとは思わない。環境の変化がどれだけ親や子のストレスか、利用者の立場になって考えてほしい。(2名)
- ・選んで認証に入っているケースもある。認証で就学前まで行きたい人もいる。(2名)

結果通知時の意見

- ・入所の可否・結果について、個人情報をもれない範囲でできるだけ情報を開示し透明性を保ってほしい。開示されることで、無用な不安感をぬぐうことができる。(1名)
- ・点数の管理の仕方を知りたい。途中で点数が変わったり、希望園が変わったりしたら、どう管理するのか。窓口で順位を聞きに行くと、きちんと管理しているのか心配になる。信用できない。(1名)
- ・入所できなかった通知に、基本指数も知らせてほしい。さらに、第1希望の順位も知りたい。(1名)
- ・認可園に入園できなかった場合、認証保育所などに優先的に入れるよう市で斡旋する制度があってほしい。(1名)
- ・入所の審査を月初めにしてもらいたい。(1名)
- ・認可園の決定連絡が入園間際で遅い。入園意思の返答期間が短い。(1名)

今後の要望

- ・働く必要のある人の本質を見抜く平等な基準になることを願います。(1名)
- ・すべての希望が通せるようにするのは難しいと思いますが、不公平を感じない体制を整えてください。(1名)
- ・西東京市はとても住みやすく、個人的には気に入っている。ぜひ、保育環境を良くし、長く生活しやすい町づくりを。(1名)
- ・認証、認可、それぞれの良さがある。金額、サービス等、公平に設定してほしい。(1名)

事務担当宛

- ・制度の変更は1年以上余裕をもってやるべき。来年度のことを今から検討するのでは困ります。(1名)
- ・アンケートの締切がタイトすぎる。(4名)

西東京市保育所入所選考基準指数表

1 基準指数

番号	類型	保護者（父母）の状況		基本指数		
1	居宅外就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
2	居宅内就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35		
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25		
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30		
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25		
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15		
		内職	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	20		
			週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	15		
		3	出産	出産のため、保育にあてられない場合（出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当）		35
		4	疾病等	疾病・傷病	入院（概ね1か月以上とし、入院予定を含む）	50
常時病臥	50					
精神性疾患・感染症・特殊疾病	50					
一般療養（上記以外の場合）	30					
心身障害者	身体障害者手帳1・2級以上			50		
	精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳1・2度			50		
	身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度	35				
	上記以外の場合	20				
5	看護・介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	25		
			常時観察・介護が必要な場合	50		
		在宅介護	常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合	35		
			上記以外の場合	20		
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当れない場合		50		
7	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居（要証明）の場合		50		
8	その他	就学・職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合	35		
			就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合	25		
		求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合	10		
			就労内定・開業予定の場合 （指数は就労日数・時間により類型1、2の指数に準ずる）			

別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合

2 調整指数

番号	条 件	調整指数
1	父母が不存在の場合（主たる保育者が祖父母等の場合）	+50
2	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合	+45
3	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合	+40
4	生活保護受給世帯	+5
5	産休明け、又は育休明け予定者（4月1日入所希望者については1～3月中の復帰者を含む）	+5
6	既に保育所に入所している児童が、弟・妹の出生により母（又は父）が取得した育児休業を出生児童が1歳半になる月を越えて取得することにより退園したのち、育休明けに再申請の場合	+15
7	兄弟姉妹が2園以上に在園し、同一園への転園申込の場合	+5
8	就労内定、就学・開業予定の場合	-5
9	保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合	+3
10	申込児を認証保育所、家庭的保育事業実施施設、定期的利用保育事業実施施設（週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用）、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合	+5
11	直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合	-2
12	申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合	+1
13	配偶者控除対象者になっている就労者	-3
14	6か月以上12か月未満の保育料の滞納がある場合	-20
15	12か月以上の保育料の滞納がある場合	-40

※ 「5・6・10」、「8・11・13」、「14・15」についてはそれぞれ重複適用はしない。

3 優先項目

入所指数が同点の場合、以下の優先項目により入所順位を決定する。

第一優先項目：同居の親族その他のものが、いない場合または保育することができない世帯の申込児を優先する

第二優先項目：第一優先項目でも順位が決定しない場合、申込児が地域型保育事業施設および認証保育所・定期的利用保育事業実施施設の卒園児である場合優先する

第三優先項目：第二優先項目でも順位が決定しない場合、障害がある申込児を優先する※1

第四優先項目：第三優先項目でも順位が決定しない場合、基本指数の類型により指数を決め、世帯で合算し、類型指数の高い世帯の申込児を優先する

◎ 類型指数

①	類型7（不存在等）	10点
②	類型6（災害）	9点
③	類型4（疾病等）	8点
④	類型1（居宅外労働）	7点
⑤	類型2（居宅内労働）	6点
⑥	類型5（看護・介護）	5点
⑦	類型3（出産）	4点
⑧	類型8-i（就学）	3点
⑨	類型8-ii（就労内定・就学予定）	2点
⑩	類型8-iii（求職）	1点

第五優先項目：第四優先項目でも順位が決定しない場合、保護者が単身赴任をしている世帯の申込児を優先する

第六優先項目：第五優先項目でも順位が決定しない場合、世帯が以下の項目に該当する項目数が多い世帯の申込児を優先する

- ① 保護者の状況（就労日数、時間、疾病状況等）が申込み時点で6か月以上継続している世帯
- ② 育児休業の対象となる申込児の兄または姉が保育所に在籍している世帯
- ③ 申込児を含め児童2人以上の保育所・地域型保育事業の施設利用申込みをしている世帯
- ④ 地域型保育事業または認可外保育施設を利用している世帯（保護者が育児休業中の場合は除く）
- ⑤ 就労要件の保護者が勤務場所に児童を同伴し、かつ危険な業種（※2）についている場合
- ⑥ 調整指数の減点項目に該当のない世帯

第七優先項目：第六優先項目でも順位が決定しない場合、入所指数のうち、調整指数を除いた基本指数の高い世帯の申込児を優先する

第八優先項目：第七優先項目でも順位が決定しない場合、前年度の住民税額の低い世帯を優先する

※1 障害がある児童とは、身体障害者手帳4級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童とする。

※2 危険な業種とは、主に以下の業種をいう。ただし、以下の業種に該当しない場合でも、児童の生命身体に著しく危険有害を及ぼす恐れのある場合は、危険な業種とみなすものとする。

- ・刃物を取り扱う業種（例：理髪店等）
- ・機械を取り扱う業種（例：印刷業等）
- ・火を取り扱う業種（例：食堂の調理場等）
- ・薬剤などを取り扱う業種（例：塗装工場等）

平成27年度 保育所入所基準に関するアンケート

それぞれの項目毎に(変更してほしい・加えてほしい・削除してほしい内容など)をお書きください。

1、 現在ご利用の保育施設を○で囲んでください。(認証保育所 ・ 家庭的保育事業所 ・ 小規模保育事業所)

2、 **基本指数** 意見 (なし ・ あり)

ご意見

3、 **調整指数** 意見 (なし ・ あり)

ご意見

4、 **優先項目** 意見 (なし ・ あり)

ご意見

5、 その他ご意見がありましたらお書きください。

ご意見

ご協力ありがとうございました。